商品概要説明書

定期積金<満期分散式>

(年月日現在)

商品名	・定期積金<満期分散式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・2年、3年、4年、5年
払込方法	
(1)払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金を 最終年の掛金として積立可能)
	・掛込周期は1か月とします。
	なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の 残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行い
(0) おいす 人 佐田	ます。 1 個別日本本 10 1 日 17 0 本 1 000 田 10 1
(2) 払込金額	・1個別口あたり1回につき1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して払い戻します。
給付補填金	
(1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
(2) 支払頻度	・各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(5)金利情報の入手 方法	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	_
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
	1 1 1 2 2 2 2
苦情処理措置および	
紛争解決措置の内容	ては、当 J A本支店 (所) またはリスク管理部 (電話:046-221-
	7292) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対
	処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を
	図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受
	け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を
	利用できます。上記当JAリスク管理部またはJAバンク相談所に
	お申し出ください。
	神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)
その他参考となる	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。
事項	または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。
	・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金
	・ 掛金が払込り削に払い込まれた場合は、 実料時の制定利回りに準して 尤掛割り金 を計算します。
(5)金利情報の入手 方法 手数料 付加できる特約事項 中途解約時の取扱い 貯金保険制度 (公的制度) 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利 (約定利回り) は店頭の金利表示ボードに表示しています。 一 ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下・捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ・保護対象 ・ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法・51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまては、当JA本支店(所)またはリスク管理部(電話:046-2217292)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等をけ付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関利用できます。上記当JAリスク管理部またはJAバンク相談所お申し出ください。神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいだきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。